

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第14回）議事録

日時 平成22年11月1日（月）9:00～9:42

場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、黒川部会長、金子委員、島本委員、傍士委員、山根委員

（規制所管省庁）

警察庁交通局交通規制課 大野課長補佐

財務省主税局税制第二課 宮葉課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課 梶原課長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 伊藤課長補佐

（事務局）和泉事務局長 宗永事務局長代理、上田参事官、高橋参事官、山田参事官、横山参事官

1. 開会

（樫谷委員長）おはようございます。それでは、第14回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

議事に先立ちまして、教育部会長の交代について御報告いたします。教育部会はこれまで金子部会長が進めておられましたけれども、このたび御本人の御希望により交代することになりました。こうしたことから、会議規則に基づきまして新部会長を選任したいと思います。会議規則では委員長により部会長を指名することになっておりますので、私の方から黒川委員を教育部会の新部会長に指名させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）よろしゅうございますか。それでは、黒川教育部会長から、一言ごあいさつさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（黒川部会長）今年は調査の対象がないようではございますが、来年テーマが上がってききましたら、専門の先生によく御協力いただいてまとめていきたいと思います。よろしく願いいたします。

（樫谷委員長）金子前部会長、大変御苦勞様でございました。今後ともよろしく願いいたします。

（金子委員）一委員として参加させていただきます。

（樫谷委員長）よろしく願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。各部会での検討状況につきまして、それぞれ部会長から御説明をお願いしたいと思っております。まず医療・福祉・労働部会での検討状況につきまして御説明をお願いしたいと思いますが、

佐藤部会長は体調不良で御欠席と伺っておりますので、事務局から御説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 2. 部会報告

### (1) 医療・福祉・労働部会

(高橋参事官) おはようございます。医福労部会の2件の案件につきまして、簡潔に御報告を申し上げます。資料2-1と資料2-2と肩に打っております資料がございます。特例措置933と特例措置934でございます。昨年も特例措置933、934、それぞれ御審議を頂戴しておりますので、概要の説明は極めて簡潔に、前回の部会の審議の御報告を中心にさせていただこうと思っております。

特例措置933につきましては、2階建ての特別養護老人ホーム等の建物についての準耐火建築物を可能化するという事業でございます。

昨年の評価意見、概要をお付けしております。ページで申し上げますと、45ページでございます。要件である夜間などを想定した避難訓練は適切に行われておりまして、高知で行われている件について管理・運営上の弊害が懸念されるということは、今のところないという理解をいただいておりますとともに、木材の多用によって、大きなけがが、入所者、入居者の方に皆無になったことのほか、快適な生活環境実現等のメリットがありますので、できるだけ早く本評価・調査委員会としては全国展開することが適当であるという御意見を頂戴しました。

他方、規制所管省庁の調査におきましては、本特例措置の適用施設が要件以外の独自の取組み、あるいは1階、2階共に地上にスムーズに出られる地形的な理由もあって安全性が確保されておりますが、一般的に滑り台による避難について困難ではないかという指摘もあり、更に慎重に検討するべきというものがありました。

これらの議論を踏まえまして、全国展開に当たっては入居者の多くの方々が重度の要介護者、認知症者でおられることなども踏まえまして、滑り台以外の方法によって安全な避難経路を屋外に確保するための方策について検討する必要があるということで、引き続き今年度の評価を行っていただきまして、全国展開について結論を得ることになったということでございます。

このような議論を踏まえまして、今回の調査計画につきましては、この評価・調査委員会の計画として1ページ～6ページまで、規制所管省庁の調査といたしましては7ページ以降、39ページまで付けてございます。詳細をここで御説明することは控えますが、医福労部会におきまして委員の皆様方から御指摘を頂戴して、それを踏まえた改善をして本委員会にお諮りをしております。委員会の調査分につきましては、構造上平行移動ができないと仮定した場合に適当と思われる避難方法について、質問項目を追加いたしております。

それから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、国と地方公共団体

が積極的に木材の利用を促進していきましようという法律がこの秋に施行されておりますので、この施行を踏まえまして、公共建築物の木造化を進めるに当たっての意見項目を追加しております。ページで行きますと6ページ辺りをごらんいただければ幸いです。Q20、21の辺りでございます。

規制所管省庁の調査におきましては、特例措置を活用しております高知県以外の都道府県及び施設、施設の所管消防署においても調査を実施するというので、大体10か所程度現状の認識を拾い上げてみたいということで、調査をかけてみようということを追加しております。

それから、委員会としての調査と同様に、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行を踏まえて、公共建築物の木造化を進めるに当たっての意見項目を追加しております。

部会の審議を踏まえましての調査票についての御説明は、特例措置933については以上でございます。

続けてよろしゅうございますか。

(樫谷委員長) よろしく申し上げます。

(高橋参事官) ありがとうございます。特例措置934でございます。

この件につきましても、昨年度から引き続き御審議を頂戴するものでございます。昨年度の評価意見につきましては、特例措置934の資料の40ページでございます。障害者あるいは障害児の方が近隣におきまして障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づきます指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする措置でございます。

前回の評価意見のポイントといたしましては、40ページ、生活介護につきましては利用の実態、実施の実態を見ていただきましても問題がないということで、件数も出ておりまして、基準該当生活介護として全国展開するという結論でございます。

この事業は3つの柱で成り立っておりますが、2つ目の児童デイサービスにつきましては、障害児の方の療育という観点から課題もございますので、本年度につきましては個別支援計画、どのようにして障害児の方の健全な心身の発育をサポートするかという意味での個別支援計画の策定などを条件にしまして、再度調査を行った上で、全国化の可否を御判断いただくという御結論をいただいております。

3つ目の柱、自立訓練あるいは短期入所につきましては、平成21年度の調査期間中におきましては自立訓練の利用者がなかったこと、あるいは短期入所の利用者の方も1名、1回だけございましたことから、昨年度の実績をもちまして特段の弊害が生ずるかどうかの検証がなかなか難しいという御判断を頂戴しました。そのことから、同じ40ページの⑦でございますが、短期入所あるいは自立訓練については引き続き実例を見ながら検証を行いまして、今年度に評価を行い、全国展開について結論を得るということでございます。

三本柱のうちの1つ目につきましては、所要の措置をとりまして全国展開のための手続をとったところでございます。

以上を踏まえまして調査計画を、お手元に配布してございます。特例措置 934、資料 2-2 の関連資料ということで私どもの評価・調査委員会、お諮りをしておりますものにつきましては1ページ目～3ページ目でございます。調査計画におきましては、個別支援計画の作成に必要な研修の受講状況あるいは作成の有無などの対応につきまして、質問項目を追加させていただいております。また、個別支援計画に基づいてサービスを提供することで、障害者の方々の変化などにつきまして、効果が得られたかどうかについての質問項目を付け加えさせていただいております。今、御紹介申し上げましたものは、ページで申し上げますと3ページ、この辺りに追加をさせていただいております。

それから、規制所管省庁におかれて調査をしていただきます計画案、4ページ以下でございます。こちらにつきましても昨年の評価意見等を踏まえて、昨年の調査計画から変えましたポイントといたしまして、個別支援計画の作成に必要な、やはり研修の受講状況あるいは作成の有無等の対応、障害児の変化などの項目について、質問項目を追加させていただきました。

昨年度の調査につきまして調査票全体が非常に多く、伺います項目が多岐にわたって、現場で書いていただくときにも大変な手間を強いているのではないかと御指摘も頂戴しましたため、必要な部分をきちんと何うということで全体的に簡素化に努めまして、回答者の負担軽減を図っております。

38ページには認定特区の一覧というものをつけてございますが、今年度是非実例が多数出てきて、評価をきちんと行っていただけるような実績を提示できるように、評価・調査の実が上がるようにと思っております。

事務局からは、以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、医福労部会の調査計画案につきまして御意見、御質問がございましたら、どなたからでも御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

島本委員、どうぞ。

(島本委員) 規制所管庁の調査票がすごく多くて、答える方も大変だなという印象なんですけれども、多分、この辺は議論があったと思うので、方向としては全国展開に向いていて、そこに向けて引き続き質問しているという認識でよろしいのでしょうか。

(高橋参事官) 全くおっしゃるとおりでございます。

(樫谷委員長) そのほかに何かございますか。ございませんか。

それでは、ただいまの部会報告について了承するというところで御異議はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、報告のとおり了承することといたします。

## (2) 地域活性化部会

(樫谷委員長) 次に、地域活性化部会における特例措置の調査計画案についてですが、部会長であります私から報告させていただきたいと思っております。本年度は、特例措置 409、707 (708) 及び 709 の 3 件について評価するという事で、評価・調査委員会の調査計画及び規制所管省庁の調査計画について審議をいたしました。詳細は事務局から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(上田参事官) それでは、私の方から御説明させていただきたいと思っております。3 件を一括して私の方から御説明させていただいた上で、御質疑等があればそれぞれ規制所管省庁からお答えいただくということにさせていただければと思っております。

資料の 3-1 を御用意いただければと思っております。これは、地方公務員に係る臨時的任用事業でございます。この特例措置の概要につきましては、12 ページをお開きいただければと思っております。現在、地方公務員法上で、正式任用の例外として臨時的任用という形があり、これにつきましては、現行 6 か月以内で、1 回限り更新できる。すなわち、最大 1 年以内の臨時的任用ができるということでございます。

この特例措置におきましては、それぞれ効率的あるいは弾力的な人事行政を可能にするということで、特区では最大 3 年以内まで臨時的任用が可能になっている形でございます。17 ページをお開きいただきますと、現在利用しているそれぞれの地方公共団体が記しておりまして、現在 9 件の計画が認定されているという形でございます。

他方、資料の 8 ページをごらんいただければと思っておりますが、地方公務員法の例外的な規定として、任期付職員法というのが既に法律的に手当てされているところでございます。これは平成 14 年に制定され、平成 16 年に改正がなされた法律でございます。前回の地方公務員に係る臨時的任用事業の評価に当たりましては、基本的に、この任期付職員法ができた関係で、当初の目的としたところについては達成したと認められるという御意見をいただいているところでございますが、この改正法の施行状況を見守る必要があるだろうといった形になっているところでございます。

こうしたことを受けまして、1 ページ目が委員会の調査票。それから、2 ページ目以降が規制所管省庁の調査計画となっているところでございます。この両方の調査票を利用いたしまして、私どもとしましては、臨時的任用事業の現状、進捗状況、効果、課題、特区のニーズ、あるいは任期付職員法の採用の予定、移行の予定、その理由等々を調査することとしております。併せて、11 ページに、現行で実際に臨時的任用を受けている職員のそれぞれ不利益なり、不便だと感じるような部分についても調査することとしております。これが特例措置 409 でございます。

続きまして、特例措置 707 (708)、709 について引き続き御説明させていただければ

と思います。資料の3-2を御用意いただければと思います。まず特例措置707(708)でございますが、この資料の3-2の5ページ目をお開きいただければと思います。ここに規制の特例措置の概要が書いてございますが、御承知のように、これはどぶろくで有名な酒類の製造事業に係るものでございます。酒を製造する者は製造免許が必要になるということで、最低製造数量基準ということで、一定の数量に達することが免許の要件の1つとされているところでございます。

この特例措置707(708)につきましては、農家、民宿等を営む農業者が特区内に所在する自己の酒類の酒造所において自ら生産した果実等を原料として、果実酒をつくる場合に、その最低製造数量基準は適用されないとなっているところでございます。11ページをお開きいただきますと、現在、認定を受けている13件が記されているところでございます。

この11ページの3のところを御覧いただければと思いますが、秋田県の鹿角市のようにどぶろくも果実酒も、いろいろ複合して地域として認定を受けているところがございます。こういったところで、もし事業者や製造者が両方やっている場合には、そこはできるだけ峻別して調査ができるという御指摘を受けているところでございまして、可能な限り御指摘を踏まえて調査をさせていただければと思っているところでございます。

調査票自体は、1ページ目からでございまして、質問票1は、先ほど医福労部会の方で御説明させていただいたものと同じでございまして、前回の部会の御審議のときに、山根委員から効果については、経済的効果だけではなくて、社会的効果も含めて質問票とすべきではないかといったような御指摘を踏まえまして、全体票の方で、高齢者の社会参加とか、住民の意識向上等々、要するに経済的効果以外の社会的効果も調査する形にさせていただいているところでございます。

それ以外は、この特例措置707(708)について以下のような質問項目、特に、どぶろく特区との関係もございまして、1ページのQ10を見ていただきますと、地方公共団体以外にも、事業者の方にも全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットということも加えて質問させていただいているところでございます。

3ページ以降が規制所管省庁の方でございまして、規制所管省庁につきましては、申告内容が適正であるかとか、特例適用者以外の無免許での製造が行われていないか、あるいは執行コスト等々についての御質問をさせていただくという形になっているところでございます。これが特例措置707(708)でございます。

特例措置709は、基本的な構造は特例措置707(708)と同じでございまして、資料3-3を御用意いただければと思いますが、7ページに特例措置の概要がございまして、この場合は、要件といたしまして、必ずしも自ら生産した生産物ではなく、特区内で生産されたものでもいいという形になってございまして、それに合わせての最低製造数量基準が定められているということでございます。具体的な質問項目の中身については、特例

措置 707 (708) と同様でございますので、割愛させていただければと思っております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまの地域活性化部会の調査計画案につきまして、何か御意見がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(金子委員) 特例措置 409 の評価は昨年度にやった案件なんですか。

(樫谷委員長) いかがですか。

(上田参事官) 特例措置 409 の評価につきましては、平成 16 年に評価をいただいております。平成 14 年に任期付職員法が制定されまして、平成 16 年の改正を受けてその状況を見て、また今回、新たに現状を把握させていただいて御評価いただければと思っております。

(樫谷委員長) 実施例というのはかなりあるようではございますけれども、その後、増えているか、減っているのか。

(上田参事官) 平成 16 年以降、前回、評価をいただいたところから 3 件ほど増えております。今回、任期付職員法ができた中で、この特区を使っている理由とか任期付職員法についての移行の状況、今まで使っていたところも含めて、そういったものも併せて調査をさせていただいて、また御審議いただければと思っております。

(金子委員) ありがとうございます。私は全然これの審議に加わってなくて、詳しくは知らないんですけれども、私が 6 月までやっていた「新しい公共」円卓会議、また、このたびその継続として推進会議というのが発足しているのは御存知のとおりだと思います。

そこでは自治体、政府がリボルビングドアというのでしょうか、民間との、ないしはほかの N P O などとの人事交流を盛んにしようということが言われ、政府の対応も求められているところでありまして、基本的には事例を読みますと、非常に重要でニーズが高いところもあるのではないかと思います。

私も厚労省と総務省の合同で遠隔医療の懇談会をやっておりますけれども、最近では医師・コメディカルという形で、対応するのは必ずしも医師だけでなく、医師の指示の下に保健師とか、看護師とか、O B の方たちが対応することも考えられる。なるべくコストを抑えつつ地域の人材を育成するという面や、雇用発生という面からも必要で、適切なところは専門性がある程度限定された人もこのような形で、しかも、個人情報とかを扱うこともあるので、必ずしも民間の立場だけでないことも重要な部分はあると思います。方向性としては、これを進めることがこれからの雇用とか人材育成のために大変重要ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。今、金子委員がおっしゃったとおりでございます。任期付という制度ができたんですけれども、地方公共団体としては任期付を選ばないで、その後も臨時任用を選んでいるところもありますので、その実態をよく調査

をして、むしろ選択肢が多い方がいいのではないかという側面もありますので、そういう観点から今回は調査をしようということでございます。

(金子委員) よろしくお願ひします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、ただいまの部会報告につきまして了承するというところで御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) それでは、報告のとおり了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

### 3. 規制所管省庁自ら全国展開を予定している特例措置についての報告

(樫谷委員長) 次に、規制所管省庁が自ら全国展開を予定している特例措置につきまして、事務局より報告があります。よろしくお願ひします。

(上田参事官) それでは、資料4-1を御用意いただければと思います。特例措置104でございます。

この具体的な内容につきましては1ページ目をお開きいただければと思いますが、公共交通利用促進事業ということでございまして、都道府県の公安委員会が、必要があるときには交通を規制することができるという現行法上に基づくものにつきまして、特例措置といたしまして特区におきましては、行政機関あるいは地域の住民、バス、タクシー事業者からなる地域参加型の協議会で策定した計画に基づいて交通規制を実施することができるという措置でございます。

現在、認定2件ということで、下に岐阜市の例が出ておりますが、岐阜市では、この特例措置を利用いたしまして路線バス等の優先通行帯の設置などを行っているところでございます。

このたび警察庁といたしましては、特段、この事業についての支障がないということで、現行の特例措置と同様の形で全国展開を図りたいとするものでございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。全国展開を自らするというところで、この件につきまして、何か御質問はございますか。

(傍士委員) よろしいですか。

(樫谷委員長) どうぞ。

(傍士委員) ちょっと質問です。これは非常にいい話だと思います。ただ、バス、タクシーという書き方をしているんですが、今、実際にLRTがどんどん地方で復活してきており、多分、今後はLRTの方が公共交通の軸になっていくでしょう。ヨーロッパなんかでは旧国鉄に乗り入れて遠方から中心に入るような動きがある中で、ここに鉄道とかLRTが入ってないということはいかがなものでしょうか。



特に警察との絡みでは、どちらかというところLRTが来たら信号が変わるとというのがヨーロッパの公共交通の仕組みあたりにもなっているようなんですが、その辺はこれに含まれているのでしょうか。

(樫谷委員長) どうぞ。担当は警察庁でございますかね。

(警察庁 大野課長補佐) 警察庁でございます。この特区制度自体は公共交通機関等ということで路線バスその他のものという制度設計になっております。今は岐阜と神戸だけが認定されておるものですから、LRTを予定しているものは、現行の特区ではございませんけれども、対応は可能かと思っております。

(傍士委員) そうであれば、例示のところにもそれを入れておいていただいた方が良くと思います。何か自動車交通のみのような印象を受けてしまうので。

(上田参事官) 申し訳ございません。私の説明もちょっと至らなかったことなんですが、この事業自体が平成16年のときの事業でございましたので、そういう面ではちょっと配慮が欠ける部分があったかもしれませんが、今、警察庁の方からも御説明があったように、中身としては先生の御指摘のとおりでございますので、今後の展開に当たっては十分に注意してやっていきたいと思っております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。例示はできるだけ幅広くということで、こういう資料に付けておいていただいた方がいいかもしれませんね。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

#### 4. その他

(樫谷委員長) それでは、今後のスケジュールについて事務局より御報告がございます。

(高橋参事官) 委員長ありがとうございます。

最後に資料5と右肩に書いておりますスケジュールのA4縦紙でございます。本日11月1日、上から2つ目の箱でございますが、この評価・調査委員会にお諮りを申し上げまして、調査票を御審議頂戴しました。それに基づきまして、11月、それから12月の半ばごろまで調査委員会としての調査、それから規制所管省庁としての調査、それぞれ連携しながら並行してとり進めまして、その後、今年の12月中旬ごろから各部会におきまして、1月いっぱいぐらいでしょうか、返ってきた調査結果に基づきまして精力的に御審議を頂戴します。

その上で、来年の2月にまた評価・調査委員会にお諮りを申し上げまして、評価意見のとりまとめを行っていただくということでございます。

先ほど委員の御指摘にもありましたように、あくまでも全国展開をしようという方向性の下での御審議あるいは調査になっております。現場において課題がありましても、言うまでもありませんけれども、それが特例措置固有の課題なのかどうかの見極め、あるいは課題があったときに、それをどうやったら乗り越えられるのかという視点で調査

を行いますし、部会におきましても精力的に御議論いただいた上で、またこの委員会に来年2月お諮りを申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。また大変御苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

予定していた議題についてはこれで終わるんですけども、若干時間がございまして、もし特区全体について何か御意見・御質問ございましたら御発言いただきたいと思いますが、特にございませんか。よろしいですか。

傍士委員、どうぞ。

(傍士委員) ちょっと質問なんですけれども、今、総合特区というのが別途議論されていて、それとこれとの関係というものをちょっとよくわからないんで教えていただきたいんですが。

(宗永事務局長代理) 政権交代以来、構造改革特区は経済対策の目玉としていろいろな場に取り上げられてございまして、その過程で、いわゆる総合特区と報道されておりますように、従来の構造改革特区は規制改革、規制緩和のみでございまして、税財政措置等とは全く別だというもので、むしろそういったものがあってはいけないという構造だったんですが、対策絡みでいろいろやっているうちに、政務の方からやはりそれでは十全なサポートになっていないだろう、規制改革に併せて、税財政のような支援策も総合的にできるようなコンセプトを考えてみてはどうかということで、今の御案内の総合特区というのを検討中でございます。

そういう構造でございまして、理念的には総合特区の中にこの構造改革特区的な要素が入っていくというふうに我々考えておりますが、制度といたしまして、我々が、今、運営しておりますこれが、その新しい体制の中でどうなるかというのはこれからの詰めになるんですけども、我々としては今までやってきたものが総合特区というものができて、ぱたっと終わってしまうというようなことにならないように、今まで我々が構造改革特区で培ってきたものも含めつつ、更に総合特区の中でどう位置づけていくかを検討しております。

今、新しい法制度をつくっておりますが、実は法律の方も法制局と審議が始まったばかりでございまして、具体的な話は年明けぐらいにまた御報告させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(樫谷委員長) よろしいですか。

こっこの特区は全国展開をするということが基本的に前提だけれども、総合特区の方はどっちかというとな国展開ではなく特定の地域にという、そういうこととは違うんですかね。

(宗永事務局長代理) おっしゃるとおりです。ただ、コンセプトが違っておりますが、

総合特区と申しますのは、一定の地域に一定のテーマの下で、先ほど規制改革と税財政支援の総合性ということを行いました、一定のテーマの下で、総合的な複数の規制改革が組み込まれておりまして、それを前提とした事業展開、これを国として支援するという構造でございますので、コンセプトでそれ自体が全国展開することはあり得ないんですが、ただ総合特区の中で検討されます種々の規制改革、規制緩和につきましても、規制所管省庁と実施主体と経常的に協議をするというような仕組みを考えておりますので、その過程でこういう規制改革はもう全国的にやったらいいんじゃないかという議論が出てくれば、当然そういったものは全国的に展開されていくというふうに考えております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

金子委員、どうぞ。

(金子委員) 総合特区がどういうことになるかというのはまだこれからで、確定していないということでございますけれども、今、御説明あったように、この特区評価・調査委員会とは並行して進んでいいんじゃないかと思えます。従来から私が特区評価・調査委員会について述べてきたことなんです、やはりこの特区制度、大変大きな成果もこれまで出してきたわけでございますけれども、最近になってやはり数が少なくなってきた、教育部会に至っては、今年度の評価対象がなくなってしまった。それは一定の役割を果たしたということかもしれませんが、仕組みに関してちょっと気分がのらないと言っておかしいですけれども、そういうところがあって、2点また改めて、前に何回かお話ししたんですけれども、一番初めは申請者等は素人の場合が多いわけですね。規制所管官庁と簡単に1対1のバトルになりまして、そこでもって措置の分類がD評価なり付きますと、なかなか次にそれを改善する手立てがないということがあるというふうに思っております。

調査審議が入りまして多少改善されたんですが、調査審議にかかるにはやはり何回かトライをして、それでこちらで拾って、それで改善されたものもあります。私がかかわったものと、保育士とそれから幼稚園、教員との相互乗り入れでは、文部科学省も厚生労働省も大変協力的であって、措置がとられたということがございます。それは最初の特区申請からもう4年ぐらいたってからやっと実現したということ、その間に何回も何回もこの調査票を、現在は調査も毎年やらなくてよくなったんですけれども、何十ページのものを書かなければいけない。要するに特区を申請したために、何しろ特区を実施したためにペナルティーを、非常に大きな負担を課されるという、そういう構造になっているということがあるんじゃないかと思えます。

勿論、これは慎重にしないといけないことはよくわかりますし、すぐに全国展開をするのはいとは全然思っておりませんが、やはりニーズの高いもの、それから必ずしも全国でもってどこでもやるということではないにしても、幾つかのところに関しては規

制緩和をした方がいいという場合は多々あると思いますので、そういう意味では総合特区の協議というのはどういう形になるかというのはこれからだと思いますが、そこで培った経験や内容をこちらにも生かして、次の機会に、どうやって最初に受付をし、走らせるか。先ほど高橋参事官もおっしゃったように、なるべくいいものは広め、だめなものはそこでチェックをするという形のものにするためには、総合特区とは別路線、別のこととして進めて、1年ぐらい経ってから、いい点はこちらの評価・調査委員会のオリジナル特区制度の方にも反映させるといったことができれば、こちらの特区制度も、また活性化させるのではないかなというふうに思っていますので、これまで私が述べてきたことの繰り返しになりますが、一応そういう意見を述べさせていただきたいと思います。

(樫谷委員長)大変ありがとうございました。是非参考にさせていただきたいと思います。特に評価・調査委員会の調査が新しくできて、その在り方ですね。それらをもう少し突っ込んでやらないといけないかもわかりませんので、また御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、事務局から何かスケジュール以外に何か連絡ございますか。

(高橋参事官) 特にございません。

(樫谷委員長) ありがとうございます。これ以上の御意見、御質問はないようでございますので、本日はこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。